

金・プラチナを売却された皆様へ



個人の方が金・プラチナをお売りになり**売却益**が生じた場合は、原則、譲渡所得として総合課税の対象となり、**所得税の確定申告が必要**です。
確定申告は、是非、**ご自宅からe-Tax**をご利用ください。



STEP
1

パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

確定申告



STEP
2

申告書を作成

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

トップ画面で「作成開始」を選択します。

「所得税」を選択します。



STEP
3

e-Taxで送信して提出（以下のいずれかの方法により送信します）

○ マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードの準備



以下のいずれかの方法による
マイナンバーカードの読み取り



スマホによるマイナンバー
カードの申請はこちらから！

ICカードリーダ ライタをお持ちの方

ICカードリーダライタで
マイナンバーカードの
読み取り



(注) 一部のAndroid端末は、ICカードリーダ
ライタとして代用できます。

ICカードリーダライタをお持ちでない方

2次元バーコード読み取り



マイナポータルアプリの2次元バーコード読取機能を使って、パソコンの画面に表示された2次元
バーコードをスマートフォンで読み取る。

(注) 事前にスマートフォン（マイナンバーカード読取対応機種）にマイナポータルアプリをインストールして
おく必要があります。

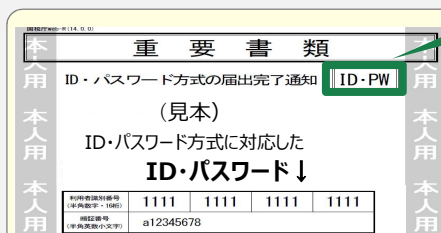
マイナンバーカードの読み取り



スマートフォンに表示される画面
の案内に沿って、スマートフォン
でマイナンバーカードを読み取る。

○ IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**
が**顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上**、お近くの税務署にお越しください。

・過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控え
と一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 作成した申告書を、印刷して郵送等で所轄の税務署に提出することもできます。

税務署 (R4.1)

金・プラチナをお売りになった場合の税金は・・・

個人の方が金・プラチナをお売りになり**売却益**が生じた場合は、原則、譲渡所得として**総合課税**の対象となります（所得が生じない場合は譲渡所得の申告は必要ありません。）。

譲渡所得金額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{譲渡価額} \\ \text{(収入金額)} \\ \hline \end{array} - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{取得費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{譲渡費用} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{譲渡所得金額 ①} \\ \hline \end{array}$$

《注意点》

- 1 譲渡価額は、手数料等の額を差し引く前の売却金額です。
 - 2 取得費は、購入価額と購入時に支払った手数料の合計額です。
なお、譲渡価額の5%とすることもできます。
※ 純金積立（金定額購入システム）等で購入した場合、取得費の計算が異なる場合があります。
詳細は、国税庁HP又は国税局電話相談センターでご確認ください。
（国税局電話相談センターをご利用される場合は、最寄りの税務署にお電話していただき、音声ガイダンスに従って番号を選択してください。）
 - 3 譲渡費用は、譲渡時に支払った手数料等です。
 - 4 特別控除額は、所有期間に関係なく50万円です（譲渡益の金額が上限となります）。
 - 5 総合課税の譲渡所得金額は、金地金の所有期間に応じて、次の金額となります。
(1) 所有期間が5年以内のもの … ①の金額
(2) 所有期間が5年を超えるもの … ①の金額×1/2
- ※ 金・プラチナの譲渡により生じた譲渡所得の赤字の金額は、**給与所得などの他の所得の金額から差し引くこと（損益通算）はできません。**

申告手続は・・・

<https://www.keisan.nta.go.jp/>

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は、金・プラチナをお売りになった年の翌年の3月15日までです。

※ 申告期限の日（3月15日）が税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）の場合は、その翌日が申告期限の日になります。

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

画面の案内に沿って入力すれば税額まで**自動で計算**されます！



確定申告



申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した
入力方法などを動画でご案内しています。

動画で見る確定申告



- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「**ご利用ガイド**」をご確認ください。
また、お問い合わせの多い質問は「**よくある質問**」に掲載しています。
- 「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの使い方
(操作方法等)

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

上記電話番号につながらない場合

03-5638-5171 (通常の電話料金となります)

申告内容のご相談

所轄の税務署へ
お電話ください。